

石綿含有廃棄物等の適正処理について

平成29年12月14日

大阪府環境農林水産部

循環型社会推進室産業廃棄物指導課

○元請業者の責任

建設廃棄物の処理責任は元請業者にある。

廃棄物処理法（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）第21条の3第1項

委託した産業廃棄物が不適正処理されたとき、処理業者等に資力がなく、処理業者のみによって生活環境保全上の支障の除去が困難な場合には、排出事業者も措置命令の対象となる。（法第19条の6）

○発注者の責務と役割

設計図書等で、廃棄物の発生量等を適正に明示。

廃棄物の処理費を適正に計上。

工事中、工事完了時に、適宜マニフェストにて廃棄物の適正処理を確認。

建設廃棄物が現場に放置されていないか確認。

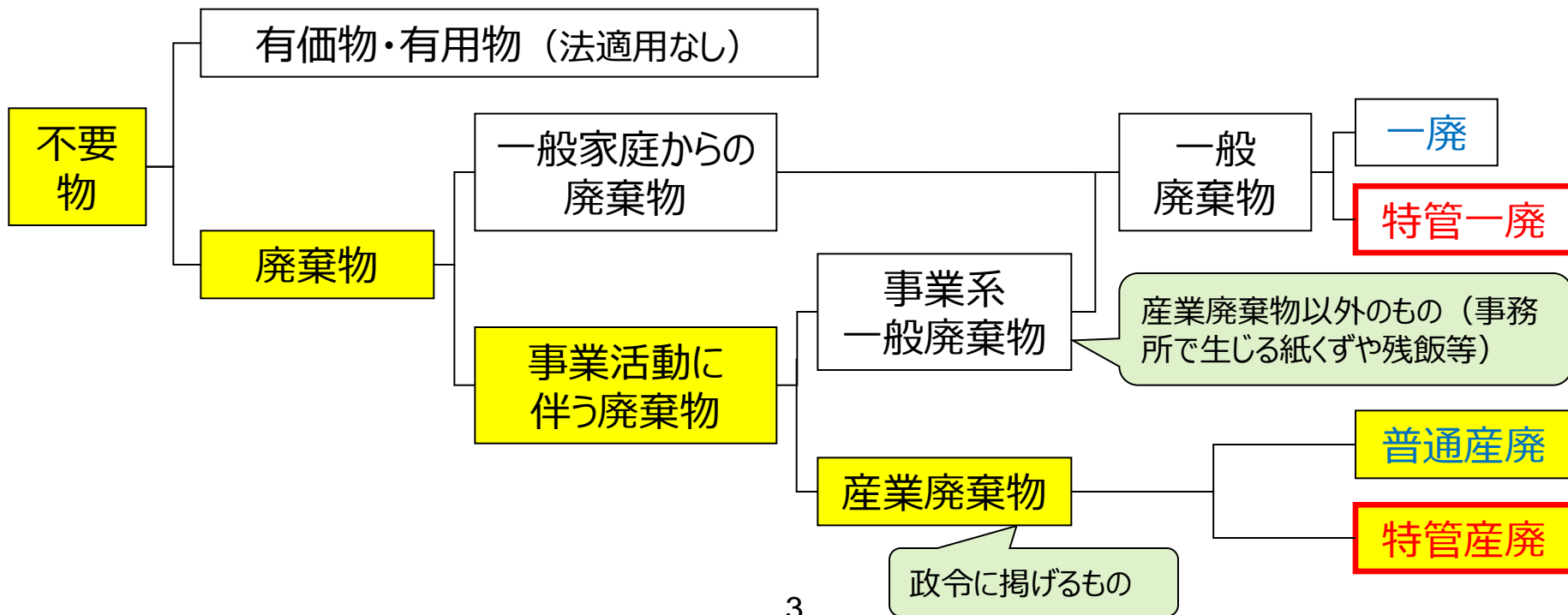
○廃棄物の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） 第2条第1項

「廃棄物」とは、ごみ、粗大ごみ、～略～ その他の汚物又は不要物であって、**固形状又は液状のもの**。（放射性廃棄物を除く）

※**浚渫土、建設発生土は法の対象外**

廃棄物とは、占有者が自ら利用し、又は**他人に有償で売却することができないために不要になった物**をいい、これらに該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の実態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断する。



○石綿含有廃棄物等の定義

産業廃棄物

- ・廃プラスチック類 ・ガラスくず ・がれき類 等

石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）

- ・石綿を含むPタイル（廃プラスチック類）
- ・石膏ボード（ガラスくず）
- ・石綿スレート板（がれき類） 等

特別管理産業廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する産業廃棄物

廃石綿等（飛散性アスベスト）

一般廃棄物

- ・家庭からのごみ ・事務所からの紙くず、食品残渣等

石綿含有一般廃棄物

- ・日曜大工によって排出された石綿スレート等

特別管理一般廃棄物

- ・爆発性、毒性、感染性等の性状を有する一般廃棄物

○石綿含有廃棄物等の定義

■ 廃石綿等(廃棄物処理法施行規則第1条の2第7項)

- ・建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物

吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材

その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）

- ・吹付け石綿等の除去に使用されたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等
- ・特定粉じん発生施設が設置されている事業場において生じた集じん物、防じんマスク集じんフィルター、その他の用具・器具（石綿が付着しているおそれのあるもの）

■ 石綿含有廃棄物(廃棄物処理法施行規則第1条の3の3、第7条の2の3)

- ・石綿含有産業廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの（「廃石綿等」を除く）

- ・石綿含有一般廃棄物

工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた一般廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を越えて含有するもの

○石綿含有廃棄物等の適正処理に向けたポイント

①管理体制

②建設工事現場における保管

③収集・運搬

④処分

○管理体制（廃石綿等）

- **特別管理産業廃棄物管理責任者の設置**（廃棄物処理法第12条の2第8項）
特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会修了者あるいは一定の実務経験者

- **自ら処理する場合、帳簿を備え付ける**（廃棄物処理法第12条の2第14項）
 - ・事業所の名称、所在地、
 - ・運搬年月日、運搬方法、運搬先ごとの運搬量等
 - ・処分を行った事業場の名称及び所在地、処分年月日、処分方法ごとの処分量等
 - ・5年間保存

- **処理計画を定めるよう努める**

前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50t以上の場合、減量その他処理に関する計画を作成

（廃棄物の種類・発生量及び処理量、廃棄物の減量目標、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載）

○管理体制（石綿含有産業廃棄物）

■ 産業廃棄物管理責任者を置くよう努める（大阪府循環型社会形成推進条例第16条）

■ 処理計画を定めるよう努める

前年度の産業廃棄物の発生量が1,000t以上の場合、減量その他処理に関する計画を作成

（廃棄物の種類・発生量及び処理量、廃棄物の減量目標、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載）

○建設工事現場における保管（廃石綿等）

■ 保管基準（廃棄物処理法12条の2第2項）

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける(廃石綿等の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)
- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける。

■ 飛散防止措置（廃棄物処理法施行規則第8条の13第5号）

- ・湿潤化させる等の措置を講じた後二重こん包する

(プラスチック袋を使用する場合は、厚さが0.15mm以上のものが望ましい)

■ 容器等への表示

- ・個々の容器に廃石綿等であること
- ・取扱い上の注意事項

<掲示板の記載例>

特別管理産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇〇建設 代表取締役 大阪太郎 〇〇市□□町1-2-3 管理部 大阪 次郎 TEL 0 6-xxxx-xxxx
特別管理 産業廃棄物の種類	廃石綿等
最大保管高さ	1.8m

※大きさ 60cm x 60cm 以上

※記載例は、屋外で容器を用いずに保管する場合

○建設工事現場における保管（石綿含有産業廃棄物）

■保管基準（廃棄物処理法12条第2項）

- ・周囲に囲いを設ける
- ・見やすい箇所に掲示板を設ける(廃棄物の保管場所である旨、責任者の氏名等を表示)
- ・囲いの下端から勾配50%以下の高さにする
- ・他の物が混入しないよう仕切りを設ける

■飛散防止措置（廃棄物処理法施行規則第8条第4号第2項）

- ・覆いを設ける、梱包する
- ・荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねる
- ・シート掛け、袋詰め等の対策を講ずる

■容器等への表示

- ・容器に石綿含有廃棄物であること
- ・取扱い上の注意事項

※表示は義務ではなく、望ましい

<掲示板の記載例>

産業廃棄物 保管場所	
名称及び代表者氏名 本社所在地 責任者氏名 連絡先電話番号	株式会社〇〇建設 代表取締役 大阪太郎 〇〇市□□町1-2-3 管理部 大阪 次郎 TEL 0 6-xxxxx-xxxxx
産業廃棄物の種類	がれき類 (石綿含有廃棄物を含む)
最大保管高さ	1.8m

※大きさ 60cm x 60cm 以上

※記載例は、屋外で容器を用いずに保管する場合 10

○収集・運搬（廃石綿等）

■ 処理基準(収集・運搬) (廃棄物処理法12条の2)

- ・飛散、流出させない
- ・混合しないよう他の物と区分
- ・運搬車に廃棄物収集運搬車両である旨の表示
- ・マニフェスト等の書面を備え付け
- ・廃石綿等である旨、取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書の携帯又は収納した運搬容器に表示
- ・委託する場合、廃石綿等の許可を有する
特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託
- ・処理を委託しようとする者に対し、事前に文書で通知
特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿
- ・原則、積替えを行わず、処分施設に直送する



○収集・運搬（石綿含有産業廃棄物）

■処理基準（収集・運搬）（廃棄物処理法12条）

- ・飛散、流出させない

廃棄物が変形又は破断させない

シート掛け、フレコン詰め

- ・運搬車に産業廃棄物収集運搬車両であることを表示
- ・マニフェスト等の書面を備え付ける
- ・他の廃棄物と混合しないように区分する
- ・収集・運搬を委託する場合、廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する



○処分（廃石綿等）

■ 処理基準（処分）（廃棄物処理法12条の2）

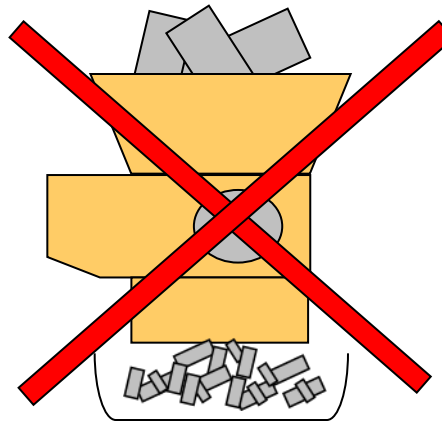
- ・処分を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者に委託する。
- ・廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、又は国の認定を受けた無害化処理施設に委託する。
- ・委託する場合、処理を委託しようとする者に対し、事前に文書で通知
特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿
- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う（保存期間は5年）。

○処分（石綿含有産業廃棄物）

■ 処理基準（処分）（廃棄物処理法12条の2）

- ・処分を委託する場合、廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は溶融処理）、又は国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破碎のみの処理を委託することはできない）。
- ・原則、破碎又は切断は禁止
- ・マニフェストの交付、確認、保存を行う（保存期間は5年）。
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物を含む旨を記載）

原則、破碎・切断は禁止



※詳しくは「石綿廃棄物等処理マニュアル（環境省）」

<http://www.env.go.jp/recycle/misc/asbestos-dw/>

主な法令における石綿含有建材の名称

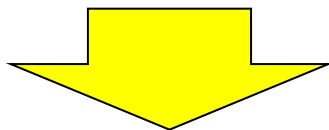
(参考)国土交通省
「アスベスト対策Q&A」

法令	建材の種類		
	石綿含有吹付け材 (レベル1相当) ^(※)	石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材 (レベル2相当) ^(※)	その他の石綿含有建材 (レベル3相当) ^(※)
建築基準法 (所管:国土交通省)	吹付け石綿 石綿含有吹付けロックウール	対象外	対象外
大気汚染防止法 (所管:環境省)	特定建築材料 (吹付け石綿)	特定建築材料 (石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材)	対象外
大阪府生活環境の 保全等に関する条例 (所管:大阪府)	石綿含有建築材料 (吹付け石綿)	石綿含有建築材料 (石綿含有耐火被覆材 石綿含有保温材 石綿含有断熱材)	石綿含有建築材料 (石綿含有成形板)
労働安全衛生法 石綿障害予防規則 (所管:厚生労働省)	建築物等に吹き付けられた石綿等	石綿等が使用されている 保温材、耐火被覆材等	石綿等
廃棄物処理法 (所管:環境省)	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	廃石綿等 特別管理産業廃棄物	石綿含有産業廃棄物

(※)「建築物の解体等工事におけるアスベスト粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害協会)で作業レベルをレベル1～3に分類し、便宜的に主な建材の区分としても使用。なお、一般的な呼称である。

廃石綿等の不適正処理について

解体工事で生じた廃石綿等をがれき類(石綿含有産業廃棄物)として元請業者が処理業者に処理を委託した。



- 廃石綿等は特別管理産業廃棄物**であり、がれき類(石綿含有産業廃棄物)として処理できない。
- 処理を委託する場合、廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬、処分業者に委託。

問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
高槻市域	高槻市産業環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境総務課	072-807-6211
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記6市域 以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室 産業廃棄物指導課	06-6210-9570

石綿含有廃棄物等の適正処理について

- ・ 解体工事等には、建設リサイクル法に基づき、特定建設資材廃棄物（コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊）に、アスベスト廃棄物等の有害物質が付着・混入することがないように、分別解体を徹底することが必要です。
- ・ 解体工事等に伴って、アスベスト廃棄物が発生した場合は、廃棄物処理法に基づき、他の廃棄物と混合するおそれがないように区別して保管し、適正処理をしてください。
- ・ なお、建築物等の解体等作業にあたっては、大気汚染防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、石綿障害予防規則等その他関係法令を遵守することが必要です。

飛散性のアスベスト廃棄物（特別管理産業廃棄物の『廃石綿等』）の処理について

1. 『廃石綿等』に該当する廃棄物

- 建築物その他の工作物から除去された次の廃棄物
吹付け石綿、石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
その他の保温材、断熱材、耐火被覆材（人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのあるもの）
- 吹付け石綿等の除去に使用された養生シート類、防じんマスク、作業衣、その他の用具・器具
- 特定粉じん発生施設が設置されている事業場において排出された集じん物、防じんマスク、集じんフィルター、その他の用具・器具

2. 管理体制

- 特別管理産業廃棄物管理責任者を設置する
- 帳簿を備え付ける（廃石綿等を排出する事業場ごとに、毎月末までに、前月中における運搬及び処分に関する事項を記載し、5年間保存する）
- 処理計画を定めるよう努める（廃石綿等の発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 湿潤化させる等の措置を講じた後こん包する等、廃石綿等の飛散の防止のため必要な措置を講じる（廃石綿等の埋立処分を行う場合は、あらかじめ、固形化、薬剤による安定化その他これらに準ずる措置を講じた後、耐水性の材料で二重にこん包する等、法令に基づく埋立処分基準に適合するよう措置する必要があるため、委託先の最終処分業者の受入基準等を確認しておく）
- 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずる
- 廃石綿等を収納するプラスチック袋又は容器には、個々に廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を表示する

4. 運搬

- 他の廃棄物等と混合するおそれのないように、他の物と区分して運搬する（混載禁止）
- 原則として、積替えを行わず処分施設に直送する
- 廃石綿等である旨及び取り扱う際に注意すべき事項を記載した文書を携帯する（又は収納した運搬容器に表示する）
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- プラスチック袋等の場合には、破損のないシート等でプラスチック袋を包み込むように、運搬車両の荷台に覆いをかける
- 固形化物をプラスチック袋に入れたものは、運搬途中の移動、転倒により袋が破損しないようクッション材等の措置を講ずる

5. 処理の委託

- 運搬 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃石綿等の許可を有する特別管理産業廃棄物処分業者（埋立処分又は熔融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する
- 委託にあたっては、処理を委託しようとする者に対し、あらかじめ、委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類（廃石綿等）、数量、性状、荷姿、取り扱う際に注意すべき事項を文書で通知した上で、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う

非飛散性のアスベスト廃棄物（石綿含有産業廃棄物）の処理について

1. 『石綿含有産業廃棄物』に該当する廃棄物

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた廃石綿等以外の産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの

例) スレート（波板、ボード）、パーライト板、けい酸カルシウム板、スラグ石膏板、窯業系サイディング、パルプセメント板、住宅屋根用化粧スレート、セメント円筒、スレート・木毛セメント積層板のような石綿含有成形板との複合板、吸音材料、ビニル床タイル（Pタイル）、ガスカート・パッキン

2. 管理体制

- 産業廃棄物管理責任者を置くよう努める（大阪府循環型社会形成推進条例（大阪府所管区域）※）
※下記問い合わせ先の各市域においては、各市の条例による
- 処理計画を定めるよう努める（廃棄物の種類、発生量及び処理量、撤去方法、事業場内での保管方法、運搬方法、処理・処分方法、委託方法等を記載した処理計画を作成する）

3. 建設工事現場における保管

- 保管施設には、周囲に囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃棄物の保管場所であること、保管場所の責任者の連絡先等を表示した掲示板を設ける
- 荷重により変形又は破断しないよう整然と積み重ねるとともに、飛散しないようシート掛け、袋詰め等の対策を講ずる
- 廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設けること等必要な措置を講ずる

4. 運搬

- 廃棄物を破碎しないように行うとともに、他の廃棄物と混合しないように区分して行う
- 運搬車の車体の両側面に、産業廃棄物収集運搬車両である旨等を表示するとともに、マニフェスト等の書面を備え付ける
- 廃棄物の変形又は破断しないよう、原形のまま整然と積み込み、又は荷降ろしを行う
- シート掛け、フレキシブルコンテナバッグ詰め等の飛散防止措置を行う

5. 処理の委託

- 運搬 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物収集運搬業者に委託する
- 処分 廃棄物の種類に応じた許可を有する産業廃棄物処分業者（埋立処分又は熔融処理）、または国の認定を受けた無害化処理施設に委託する（破碎のみの処理を委託することはできない）
- 委託にあたっては、所定の事項が記載された書面により委託契約を行う
- マニフェストの交付、確認、保存を行う
（委託契約書及びマニフェストには、石綿含有産業廃棄物が含まれる旨を記載する）

6. 破碎・切断の禁止

- 石綿含有産業廃棄物は、次の場合を除き、破碎・切断してはならない
 - ・ 運搬車両に比べ廃棄物が大きい等によりやむを得ず破碎・切断が必要な場合であって、散水等により十分に湿潤化した上で行う積み込みに必要な最小限度の破碎・切断
 - ・ 許可を受けた熔融処理施設又は認定を受けた無害化処理施設に廃棄物を投入するために行う前処理としての破碎・切断であって、国が定める方法による破碎・切断

■ 問い合わせ先

地域	担当	電話番号
大阪市域	大阪市環境局環境管理部環境管理課産業廃棄物規制グループ	06-6630-3284
堺市域	堺市環境局環境保全部環境対策課	072-228-7476
豊中市域	豊中市環境部事業ごみ指導課	06-6858-3070
高槻市域	高槻市産業環境部資源循環推進課	072-669-1886
枚方市域	枚方市環境部環境総務課	072-807-6211
東大阪市域	東大阪市環境部産業廃棄物対策課	06-4309-3207～8
大阪府域 (上記6市域以外)	大阪府環境農林水産部循環型社会推進室産業廃棄物指導課	06-6210-9570

(平成 29 年 4 月)